

厚生年金基金実務基準 掛金分離前の財政運営基準を適用する場合の補足

- ・平成 25 年 3 月 31 日以降の財政検証で、前回改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用前の財政検証を行う場合
- ・前回改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用前であつ平成 25 年 3 月 31 日以降を基準日として「最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」による変更計算のみを行う場合

上記の場合については、当実務基準のうち、以下の項目を読み替えて適用すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第 3-3-(3)-ア 数理債務</p>	<p>原始数理債務 = 給付現価 + 特例掛金収入現価 - 規約上標準掛金収入現価 - 政府負担金現価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本部分にあつては、規約上標準掛金は規約上掛金と数理上掛金のいずれか小さいものであること ・原始数理債務を求める基本部分の標準掛金は、前回財政計算時（前回財政計算の基準日が平成 16 年 3 月 31 日より前の場合には平成 16 年度財政検証時）に設定したものを、次回財政計算時まで継続して使用する。 ・『「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について（平成 21 年 7 月 10 日 年発 0710 第 5 号）』（以下「弾力化通知」という。）『第 2「厚生年金基金の財政運営について」の特例的扱いについて』の 1（以下「掛金引上げ猶予」という。）を適用している場合においては、「特例掛金収入現価」及び「規約上標準掛金収入現価」は、掛金引上げ猶予後の規約上掛金率に基づいて算定すること。なお、この場合においても、基本部分の規約上標準掛金は、掛金引上げ猶予後の規約上掛金と数理上掛金のいずれか小さいものを使用すること。 ・将来期間に係る代行支給義務の免除（以下「支給義務免除」という。）があつた場合の原始数理債務の算定にあつては、将来期間に係る代行給付がないものをして算定する。ただし、支給義務免除があり、基本部分の掛金率について当第 4-3-(9)-イのただし書きの算定を適用した場合の原始数理債務は、支給義務免除がないものとして計算した原始数理債務から、支給義務免除後の期間について支給義務免除がないものとして計算した免除保険料または代行 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の特例掛金収入現価は、直前の財政計算において、次回再計算までに発生する積立不足の予想額を計上した場合に発生する。 ・基本部分の数理債務がマイナスとなることは可。 ・制度全体の数理債務がマイナスとなる場合は、制度全体の数理債務=0 とし、マイナスとなった数理債務に相当する額を特例掛金等収入現価として計上する。（ただし、掛金率算定上は数理債務はマイナスのまま取り扱い、また、実際に特例掛金を徴収する必要はない。） ・「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成 2 年 1 月 15 日告示）」による連合会移換者にかかる移換額の見込みの変更についての財政検証への反映時期については、第 4-3-(2)-クの[連合会移換者に係る移換額]の備考欄を参照のこと。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>保険料（同号ただし書きの注に従い補正を行っている場合は、当該補正後の率を使用）の、財政計算上の予定利率による元利合計を控除した額とすることができる。</p> <p>数理債務 = 原始数理債務 - 代行部分過去給付現価</p> <p>代行部分過去給付現価 = 代行部分給付現価 - 代行部分給付現価（将来分） * 上記給付現価は政府負担金控除後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給義務免除があった場合の代行部分過去給付現価は、原始数理債務の算定方法と同様に算定する。 ・代行部分給付現価（将来分）は、連合会移換者の判定において基準日以前の勤務期間を算入した場合の給付現価とすることを原則とする。（新基準に基づく財政計算を実施していない場合でも、同様の取扱いとする。） <p>○基本部分における簡便な算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本部分の数理債務額への影響が軽微な場合は、簡便な方法を用いて算定することも可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独自給付部分の実績を把握することが困難であるなど、合理的な評価が困難である場合、もしくは独自給付の影響が軽微であると考えられる場合には、数理債務に独自給付部分の評価を織り込まないことを可とする。 <p>（織り込む場合の例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低積立基準額の算定で用いる一定率（k）を使用して給付現価を補正 <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政府負担金現価（過去分） <ul style="list-style-type: none"> ・標準報酬ベースで平成 12 年法改正前若しくは平成 16 年法改正前の政府負担金の算定式に基づき計算 ○移換金給付見込み <ul style="list-style-type: none"> ・全員が基金から老齢給付を受給する前提で計算 （移換現価率の予定利率と基金の予定利率とに大きな乖離がない場合） ・連合会移換者の実績を勘案し、全員が 65 歳支給開始であるものとして、プラスアルファ部分で使用する移換現価率を全体に適用して計算 ○政府負担金（過去分）*と代行部分過去給付現価を合算し、合計額を代行部分過去給付現価に記載し、政府負担金（過去分）はゼロとする取り扱いも可。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>○総報酬制に関する原則的な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総報酬制を導入している場合は、総報酬ベースとする。 ・基本プラスアルファ部分の基準給与を総報酬ベースとした基金にあっては、当該部分の給付現価を基金規約ベースで算定する。 ・基本プラスアルファ部分の基準給与を標準報酬ベースとし、合理的な補正を加えた取扱いも可とする。 <p>○総給付現価及び収入現価の算定においての先日付の制度変更等の織り込みかたについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、財政検証の(作業)時点において認 	<p>*政府負担金の計算に使用する係数(0.875)は、代行部分過去給付現価の算定において在職老齢年金の支給停止を織り込むために使用する係数と同一値とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総報酬ベースとは、厚生年金保険本体と同様に、基準給与に賞与標準給与を織り込んだものとするをいう。(この場合、平成15年4月以降計算基準日までの期間の賞与標準給与は実績値を使用する) ・基金規約ベースとは、基準給与を基金規約に基づくものとするをいう。 ・標準報酬ベースとは、基準給与を報酬標準給与月額とするをいう。 <p>(合理的な補正の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総報酬ベースに変更した時に、基本部分の上乗せ乗率を給付現価が等価となる水準に変更した基金にあっては、当該変更前の基本上乗せ乗率を使用して算定した基本プラスアルファ部分の給付額。又は、賞与標準給与が報酬標準給与月額の年間累計の一定割合であることを前提として補正した給付額等。 <p>なお、基本プラスアルファ乗率が0.1%である場合等、影響が軽微な場合は、基本プラスアルファ部分の給付額に補正を行わないことも可とする。</p> <p>(例示)</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>出制限を行う。</p> <p>○積立上限額の算定が不要の場合 次の場合、積立上限額を算定しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理上資産額 < MAX (原始数理債務 (*)、最低積立基準額) × 1.5 <p>(*) 原始数理債務：継続基準における原始数理債務 ただし、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合は、当該予想額は控除する。</p>	<p>徴収金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例を実施している基金についても積立上限額に係る財政検証は制度全体で行うこと。また、掛金等の控除方法（前詰方式・元利均等方式）は給付区分ごとに選択することはできず、制度全体で共通の控除方法とすること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-1-(3) 変更計算 一才 責任準備金の確保</p>	<p>「財政検証の基準日において、純資産額が責任準備金を下回った場合。 ただし、その下回った額が、資産評価調整加算（控除）額（控除の場合は負値）と「許容繰越不足金」の合計額以下の場合には、基金の判断により、基金の事業運営の安定性に配慮する見地から変更計算を留保することができる。」</p> <p>[変更計算の判定基準] 責任準備金 - 純資産額 > 0 ただし、基金の判断によって、次の基準まで変更計算を留保することができる。 責任準備金 - 純資産額 ≤ 資産評価調整加算（控除）額 + 許容繰越不足金</p> <p>[許容繰越不足金の算定基準] 許容繰越不足金は次の(ア)～(ウ)に掲げる方法のうち基金があらかじめ定めた方法により算定する。</p> <p>(ア) 標準給与総額^{*1} × 20年の確定年金現価率^{*2} × 基金においてあらかじめ定めた率^{*3}</p>	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>「基金においてあらかじめ定めた率」は、 $\left[\frac{7.7}{1000} \times (100 + (\text{プラスアルファ}(\%))) \right] / 150$ を上限とする。ただし、平成17年4月1日前に設立された基金(同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。)にあつては、 $\left[\frac{7.7}{1000} \times (100 + (\text{プラスアルファ}(\%))) \right] / 110$ を上限とする。</p> <p>(イ) 責任準備金額⁴ × 基金においてあらかじめ定めた率⁵ 「基金においてあらかじめ定めた率」は、 $\left[\frac{15}{100} \right]$ を上限とする。ただし、資産評価の方式として数理的評価を用いている場合にあつては、$\left[\frac{10}{100} \right]$ を上限とする。</p> <p>(ウ) 前記(ア)又は(イ)のいずれか低い額</p> <p>当該算定基準については、原則として継続して使用する。</p> <p>*1は、当該事業年度の3月における報酬標準給与の月額総額の12倍に、当該事業年度末の加入員に係る過去1年間の賞与標準給与の額の総額を合算した額。</p>	<p>・総報酬制を導入していない場合には、7.7を10に読み替える。</p> <p>・許容繰越不足金の設定については、定められた範囲内で合理的な方法によって設定されていけばよい。 例えば、給付の部分毎(代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分)に異なる予定利率を適用する場合には、以下の算式により「20年の確定年金現価率」を設定する方法が考えられる。</p> <p>(例示)</p> <p>・基本部分と加算部分で予定利率が異なる場合 20年の確定年金現価率 $= \left(\frac{\text{基本部分の予定利率による20年確定年金現価率} \times 100 + \text{加算部分の予定利率による20年確定年金現価率} \times (\text{プラスアルファ}(\%))}{100 + (\text{プラスアルファ}(\%))} \right)$</p> <p>・給付額の大幅な見直し、資産の評価方法の変更等、合理的な理由がある場合は算定方法を変更することができる。</p> <p>・総報酬制を導入していない場合は、当該事業年度の3月における報酬標準給与の月額総額の12倍とする。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>*2の予定利率は、前記第3-3-(2)-アに定めるもの。</p> <p>*3は、母体企業及び加入員の掛金の負担能力等に十分配慮して定めること。また、当該数値については、「財政計算を行うべき場合」（『第4-1』）に該当したとき、プラスアルファと同時に見直すものとする。</p> <p>*4は、財政検証の基準日における責任準備金の額をいう。</p> <p>*5は、時価の変動を勘案して定めること。</p>	

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(2) 基礎率</p> <p>その他基礎率</p> <p>ーク</p>	<p>[連合会移換者に係る移換額]</p> <p>・連合会移換者に係る移換額の見込みは、下記の通り行うこと。</p> <p>★代行部分に係る移換額 原則として、「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成22年1月15日告示）」にある年金現価率を使用すること</p> <p>★基本上乗せ部分に係る移換額 移換先の規約に定める移換現価率の実績及び将来の見通しに基づいて、年金財政の健全性を勘案して合理的に決定した予定利率及び予定死亡率にて算出した年金現価率を使用すること。</p>	<p>・「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成22年1月15日告示）」による連合会移換者にかかる移換額の見込みの変更時期（財政検証の取扱いも含む）は以下のいずれも可とする。</p> <p>a. 平成22年3月31日において当該移換額の見込みの改定のみを事由とする財政計算を行い、当該移換額の見込みの改定を掛金に反映する。なお、当該財政計算においては、繰越不足金を解消しないことができる（ただし、継続基準に抵触していない場合に限る）。また、平成23年3月31日付財政検証から当該移換額の見込みの改定を反映する。</p> <p>b. 平成22年3月31日以降を計算基準日とする財政計算（次回財政再計算までの財政計算とすることも可）から当該移換額の見込みの改定を掛金に反映する。また、当該財政計算後に行う財政検証から当該移換額の見込みの改定を反映する。</p> <p>c. 財政計算を行うことなく、平成22年3月31日以降の財政検証から当該移換額の見込みの改定を反映する。なお、次回財政再計算までの財政計算において、当該移換</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>・なお、基本部分の標準掛金率算定にあたっては、連合会移換者かどうかの判定を基準日以前の勤務期間を含めて行うことを原則とする。</p> <p>・財政上の健全性を考慮して、将来的な死亡率の改善を見込んで死亡率に一定の割掛けを行った上で算出した年金現価率を使用することも可。 ただし、財政への影響が小さい場合には、簡便な方法によることも可。</p>	<p>額の見込みの改定を掛金に反映すること。</p> <p>(理由) 財政方式として開放基金方式を用いる場合、数理上標準掛金率の計算にあたって「財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しないで算定する」取扱いを原則としている。しかし、移換現価率の変更に伴い、基金の状況（特に移換現価率の予定利率と基金の予定利率に大きな乖離がある場合等）によっては、加入員別に見た場合、全期間の給付現価を将来期間分の給付現価が上回る可能性すらあるため。</p> <p>(例示) 全員が基金から老齢給付を受給する前提で計算（移換現価率の予定利率と基金の予定利率とに大きな乖離がない場合） 連合会移換者の実績を勘案し、全員が65歳支給開始であるものとして、プラスアルファ部分で使用する移換現価率を全体に適用して計算</p>

様式の記入要領

様式③ーウ 総括表（再計算及び変更計算（一般）用）

グループ区分 区 分		基 本 部 分	加 算 部 分	
数 理 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
	予定償却完了日	()	()	()
	特例掛金	()	()	()
規 約 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
	特例掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
財政方式				
プラスアルファ				
	うち将来加入員分			
代行保険料率		()		
一時払掛金額				
数理上資産額				
数理債務＋最低責任準備金 ＋最低責任準備金調整額			()	()
未償却過去勤務債務残高			()	()
			()	()
資産の評価方法				
純資産額				
最低責任準備金			純資産／最低責任準備金	
最低積立基準額			純資産／最低積立基準額	
[備考]				

(注1) () 内は再計算もしくは変更計算の前のもの。

(注2) 備考欄には、基準日、変更計算該当事由、変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考																										
<p>様式③-カ’ 総括表（変更計算（積立水準確保(2)）用）</p>	<p>1. 書類の作成 平成 28 年度における財政検証までにおいて、第 4-5-②②「積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法」を採用した場合に作成する。</p> <p>2. 対象に該当することとなった事業年度 積立水準の回復計画を立てる必要があると判定された財政検証の基準日の属する年度を記載する。</p> <p>3. 積立水準の回復に必要な掛金（率） 基本掛金、加算掛金、特別掛金、特例掛金ごとに規約上の掛金（率）を記載する。</p> <p>(例示)</p> <table border="1" data-bbox="485 920 1326 1137"> <thead> <tr> <th rowspan="2">掛金（率）変更日</th> <th colspan="2">変更後の掛金（率）</th> </tr> <tr> <th>基本標準掛金</th> <th>基本特別掛金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成〇年〇月〇日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成〇年〇月〇日</td> <td></td> <td>〇%₀</td> </tr> <tr> <td>平成〇年〇月〇日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成〇年〇月〇日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>回復計画実施直前の掛金（率） □%₀</p> <table border="1" data-bbox="491 1249 1299 1464"> <thead> <tr> <th>加算標準掛金</th> <th>加算特別掛金</th> <th>特例掛金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>◎%₀</td> </tr> <tr> <td></td> <td>×%₀</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>△%₀ ◇%₀</p>	掛金（率）変更日	変更後の掛金（率）		基本標準掛金	基本特別掛金	平成〇年〇月〇日			平成〇年〇月〇日		〇% ₀	平成〇年〇月〇日			平成〇年〇月〇日			加算標準掛金	加算特別掛金	特例掛金			◎% ₀		×% ₀		<p>様式③-カ’ と同時に提出する様式⑥-アのうち変更のない部分は提出不要。</p> <p>変更部分のみを記載する。</p> <p>特別掛金は、基本・加算別に記載する。給付区分ごとに設定している場合は、給付区分ごとに掛金（率）を記載する。</p>
掛金（率）変更日	変更後の掛金（率）																											
	基本標準掛金	基本特別掛金																										
平成〇年〇月〇日																												
平成〇年〇月〇日		〇% ₀																										
平成〇年〇月〇日																												
平成〇年〇月〇日																												
加算標準掛金	加算特別掛金	特例掛金																										
		◎% ₀																										
	×% ₀																											

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-カ'	<p>4. 積立水準の推計</p> <p>a. 推計金額 百万円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値を記載する。</p> <p>b. 積立水準 小数点以下3桁目を切り捨てた値を記載する。</p> <p>c. 推計の前提 推計に用いた前提を、備考として欄外に記載することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用利回りの前提 ・プラスアルファ部分の最低積立基準額の将来予測に連合会における通算企業年金の予定利率を使用した場合は、その旨 ・加入員数の見込み 	<p>直近までの運用利回りの実績を反映した場合は、その内容を注記する。</p>
<p>様式③-カ'、</p> <p>総括表（変更計算（積立水準確保(3)）用）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>第4-5「法附則32条第1項の認可を受けた基金に係る積立金の確保」を行う場合に作成する。</p> <p>2. 積立水準の回復に必要な掛金（率）</p> <p>様式③-カ' 総括表（変更計算（積立水準確保(2)）用の「3」と同様の方法による。</p> <p>3. 積立水準の推計</p> <p>様式③-カ' 総括表（変更計算（積立水準確保(2)）用の「4」と同様の方法による。</p>	<p>様式③-カ' と同時に提出する様式⑥-アのうち変更のない部分は提出不要。</p> <p>変更部分のみを記載する。</p> <p>特別掛金は、基本・加算別に記載する。給付区分ごとに設定している場合は、給付区分ごとに掛金（率）を記載する。</p>

様式③-カ' 総括表(変更計算(積立水準確保(2))用)

1. 対象に該当することとなった事業年度
平成__年度決算

2. 積立水準の回復に必要な掛金(率)

掛金(率) 変更日	変更後の掛金(率) (基本、加算、特別、特例ごとに記入)
平成 年 月 日	

回復計画実施直前の掛金(率) : _____

3. 積立水準の推計

(金額単位: 百万円)

年 度								
掛金等収入								
運用収益								
給付費等支出								
年度末純資産額①								
年度末最低責任準備金②								
積立水準 ①/②								
年度末最低積立基準額③								
積立水準 ①/③								

運用利回りの前提: _____

(※) 資産評価の方法として数理的評価を用いている場合は、①は数理上資産額とすることができる。

4. その他の措置の実施状況(該当する□に/を記し、必要事項を記入)

選択一時金を休止すること

- 実施中(平成 年 月 日より実施)
- 実施予定(平成 年 月 日より実施予定)
- 検討中
- 実施しない(平成 年 月 日決定)
- 選択一時金がない
- その他(_____)

- (注) 1. 指定基金にあっては、健全化計画と同じ前提で積立水準の回復計画を作成すること。
2. 積立水準の回復計画の前提が、健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。

様式③-カ' 総括表(変更計算(積立水準確保(3))用)

法第85条の2に規定する責任準備金(最低責任準備金)の積立ての計画の実施状況及び変更状況

1. 財政検証の基準日における積立状況等

純資産額 _____ 円
 最低責任準備金 _____ 円
 (算定基準日:平成 年 月 日)

2. 計画変更の必要性(該当する□に/を記入)

変更が必要(変更計算を実施)

変更の必要はなく、継続実施

計画を実施するために必要な掛金

掛金(率) 変更日	変更後の掛金(率) (基本、加算、特別、特例ごとに記入)
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	

3. 積立水準の推計(変更が必要な場合は、次の決算年度分からは変更後の数値を記入)

(単位:百万円)

年 度	※2							
掛金等収入		()	()	()	()	()	()	()
運用収益		()	()	()	()	()	()	()
給付費等支出		()	()	()	()	()	()	()
年度末純資産額①		()	()	()	()	()	()	()
年度末最低責任準備金②		()	()	()	()	()	()	()
積立水準 ①/②		()	()	()	()	()	()	()
年度末最低積立基準額③		()	()	()	()	()	()	()
積立水準 ①/③		()	()	()	()	()	()	()

運用利回りの前提: _____

※1 ()内には、変更前の積立計画の数値を記入すること。

※2 初年度は、法附則第32条第1項等の認可を受けたときに作成した積立計画における初年度とすること。

※3 ()外については、決算が終了した年度までに係る数値は実績値を記入し、その翌年度以降に係る数値は、直近の積立計画における数値を記入すること。(ただし、当該計画を変更した場合は、変更後の数値を記入すること。)

4. 計画を実施するための措置(該当する□に/を()内に必要事項をそれぞれ記入)

(1) 必要な掛金に係る規約変更

対応済み (規約変更日:平成 年 月 日)

一部対応済み (規約変更日:平成 年 月 日)

未対応 (今後の対応予定等を具体的に _____)

(2) 選択一時金の支給の停止

対応済み (規約変更日:平成 年 月 日)

未対応 (今後の対応予定等を具体的に _____)

(3) 給付水準の引下げ

対応済み (規約変更日:平成 年 月 日)

未対応 (今後の対応予定等を具体的に _____)

(4) その他(具体的に _____)

様式④ーア 計算基礎率（新設、合併設立及び分割設立用）

		基本部分		加算部分	
		男子	女子		
(1) 予定利率 (%)					
(2) 標準死亡率に乗じた率					
(3) 計算上の平均脱退率 (%)					
(4) 最終年齢 (歳)					
(5) 昇給指数 (報酬)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(6) 昇給指数 (賞与)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(7) 計算上の 新規加入員	⑤加入員数 (人)				
	⑥加入年齢 (歳)				
	⑦給与の額 (円)				
	⑧平均加入期間 (年)				

様式④ーイ 計算基礎率（再計算及び変更計算（一般）用）

<p>【「様式④ーイ」の表は「様式④ーア」に同じ】 ただし、各欄は右のように記載する。</p>	XXXX	→	再計算又は変更計算後
	(XXXX)	→	再計算又は変更計算前

(注1) () 内は再計算又は変更計算の前のものである。
(注2) 変更計算の場合、() 外には変更のあったもののみ記入すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考								
<p>様式⑥ーアー3(1)、(2)</p> <p>掛金率算定表</p>	<p>1. 将来加入員</p> <p>財政方式が開放基金方式以外の場合、()を付して将来加入員の給付現価を記載する。</p> <p>2. 現在加入員(将来分)、現在加入員(過去分)</p> <p>現在加入員(将来分)には、財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しなかった場合の給付現価を記載する。(なお基本部分の場合、掛金計算に合わせて、連合会移換者の判定において基準日以前の勤務期間を算入した場合の給付現価を記載することを原則とする。)</p> <p>現在加入員(過去分)には、現在加入員に対する総給付現価から現在加入員(将来分)の給付現価を控除した値を記載する。</p> <p>○ 支給義務免除があり、基本部分の掛金率について当実務基準第4-3-(9)-オのただし書きの算式を適用した場合の記載方法。</p> <p>【方法1】 支給義務免除がないものとして計算した数値をそのまま記載する。</p> <p>【方法2】 支給義務免除がないものとして計算した給付現価から、以下の調整額(以下「支給義務免除に伴う調整額」という。)を控除した額を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="512 1339 1058 1823"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給義務免除に伴う調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>将来加入員</td> <td> 支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率(予定利率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。) × 将来加入員の標準給与現価(P) </td> </tr> <tr> <td>現在加入員(将来分)</td> <td> 支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率 × 現在加入員の標準給与現価(O) </td> </tr> <tr> <td>現在加入員(過去分)</td> <td> 支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の予定利率による元利合計 </td> </tr> </tbody> </table>		支給義務免除に伴う調整額	将来加入員	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率(予定利率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。) × 将来加入員の標準給与現価(P)	現在加入員(将来分)	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率 × 現在加入員の標準給与現価(O)	現在加入員(過去分)	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の予定利率による元利合計	<p>財政方式が開放基金方式以外の場合についても将来分と過去分を分離して記載する。</p> <p>方法1を使用した場合、〔計算式〕の欄に支給義務免除がないものとして計算している旨、注記をすること。</p> <p>支給義務免除があり、基本部分の掛金率について当実務基準第4-3-(9)-オのただし書きの算式を適用した場合の原始数理債務は、支給免除がないものとして計算した原始数理債務から、支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の利率による元利合計を控除した額となっている。支給義務免除がないものとして計算した原始数理債務は、基本部分の規約上標準掛金率が(支給義務免除前の基本部分の掛金率ー支給義務免除前の免除保険料率又は代行保険料率)に変更されることから、将来加入員、現在加入員(将来分)の給付現価を調整して、計算することとしている。</p>
	支給義務免除に伴う調整額									
将来加入員	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率(予定利率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。) × 将来加入員の標準給与現価(P)									
現在加入員(将来分)	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率 × 現在加入員の標準給与現価(O)									
現在加入員(過去分)	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の予定利率による元利合計									

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑥ーアー3(1)、(2)</p> <p>(続き)</p>	<p>3. その他の受給者</p> <p>その他の受給者のグループ区分別の内訳の把握が困難な場合は、「計」欄のみに記載できる。</p> <p>4. 算定用掛金率</p> <p>原始数理債務を算定する際に用いた標準掛金率を記載する。</p> <p>5. 数理上掛金率の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与に対する率を表示する場合 千分率で小数点以下3桁目を四捨五入した値 ・ 1人あたりの額を表示する場合 円未満を四捨五入した値 <p>6. 別途積立金として留保する額</p> <p>給付改善準備金又は繰入準備金がある場合は加算して記載する。 加算型の制度で、基本部分と加算部分に区分しない場合は、加算部分に記載する。</p> <p>7. 承継事業所償却積立金として留保する額</p> <p>承継事業所償却積立金がある場合、制度全体の総額を記載する。 加算型の制度の場合は、加算部分に記載する。</p> <p>8. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>9. 特別掛金（規約上）</p> <p>規約上の特別掛金について、償却方法、率（額）、予定償却期間等を記載する。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾力償却 弾力償却 最長期 ○○‰ ・ 定額償却 年間予定償却額 定額 ○○千円 ・ 定率償却 償却割合 定率 ○○% 	<p>原始数理債務算定上の標準掛金率を記載するため、Min (Q, R) に一致しない場合もある。</p> <p>左記以外の取扱いとする場合は、備考欄にその取扱いを記載する。</p> <p>総報酬のうち、報酬標準給与からのみ特別掛金を徴収することとした場合には、その旨を計算式欄に明記する。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑥-ア-3(1)、(2)</p> <p>(続き)</p>	<p>10. 計算式</p> <p>基本部分の計算式欄の最初に資産配分方法を記し、計算方法の概略を簡潔に記載する。 なお、様式③ア～オの10.備考のc.に記載がある場合には、内容を反映させること。</p> <p>賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、その旨及び予定賞与率を記載する。 総報酬額によらず報酬標準給与月額に基づく給付とする場合等、上乗せ給付を総報酬ベースとしない場合には、その旨を明記する 特別掛金について加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで算定した場合、その根拠や見込んだ方法について具体的に記載する。</p> <p>【第五の五の(1)に該当する場合(給付区分特例を実施している場合)の取扱い】</p> <p>様式⑥-ア-3(2)は、⑮から⑳についても、給付区分ごとに記載すること。</p>	<p>給付区分ごとに様式⑥-ア-3(2)を作成することも可。</p>

様式⑥ーア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

		計	男 子	女 子
合 計 (B~G)		A	千円	千円
給 付 現 価	将来加入員	B		
	現在加入員 (将来分)	C		
	現在加入員 (過去分)	D		
	年金受給者	E		
	受給待期脱退者	F		
	その他の受給者	G		
	合 計 (I~M)	H		
政 府 負 担 金 現 価	将来加入員	I		
	現在加入員 (将来分)	J		
	現在加入員 (過去分)	K		
	年金受給者	L		
	受給待期脱退者	M		
標準給与現価	計 (O, P)	N		
	現在加入員 将来加入員	O P		
標準掛金率 (数理上)		Q		
標準掛金率 (規約上)		R		
算定用標準掛金率 (Min (Q, R))		S		
標準掛金収入現価 (N×S)		T		
代行部分過去給付現価		U		
最低責任準備金 (継続基準)		V		
A-H-T-U+V		W		
数理上資産額		X		
	うち、別途積立金として留保する額	Y		
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	Z		
未償却過去勤務債務残高 (W-X+Y+Z)		a		
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)		b		
財政方式				
[計算式]				

様式⑥ーア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(2) 加算部分

(金額単位：千円)

		計		
給	合 計 (②～⑦)	①		
付	将来加入員	②		
現	現在加入員 (将来分)	③		
価	現在加入員 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
	計 (⑨、⑩)	⑧		
給与現価	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
	標準掛金率 (数理上)	⑪		
	標準掛金率 (規約上)	⑫		
	標準掛金収入現価 (⑧×⑫)	⑬		
	①－⑬	⑭		
	数理上資産額	⑮		
	うち、別途積立金として留保する額	⑯		
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑰		
	一時払掛金額	⑱		
	未償却過去勤務債務残高 (⑭－⑮＋⑯＋⑰－⑱)	⑲		
	特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)	⑳		
	財政方式			
	[計算式]			

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、⑮から⑳についても給付区分ごとに記載すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑥-ア-3(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金	<p>1. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>2. 積立不足の予想額</p> <p>第4-4-(5)-イの(ア)～(ウ)の内訳を、それぞれ①～③に記載する。</p> <p>3. 特例掛金(規約上)</p> <p>規約上の特例掛金について、設定する区分(基本部分・加算部分)、償却方法、率(額)等を記載する。</p>	<p>・給付区分特例を実施している場合、給付区分ごとに作成すること。</p>

様式第⑥-ア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、新設、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金

積立不足の予想額	千円
① 運用差損	千円
② 脱退差損	千円
③ 昇給差損	千円
特例掛金(規約上)	

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑥-ア-3(4) 評価損償却	<p>1. 対象加入員</p> <p>掛金徴収の対象者を限定する場合は欄外に注記する。</p> <p>2. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>3. 特別掛金(規約上)</p> <p>様式⑥-ア-3(1)、(2)に準じて記載する。</p>	<p>(例示)</p> <p>・加算適用加入員を対象として特別掛金を課す場合</p> <p>・総報酬のうち、報酬標準給与からのみ特別掛金を徴収することとした場合</p>

様式第⑥-ア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、新設、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(4) 評価損償却

未償却過去勤務債務残高	千円
特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)	

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑩</p> <p>責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の認可申請 ・分割の認可申請 ・決算 ・権利義務の移転及び承継の認可申請 <p>2. グループ区分</p> <p>基本部分については、男女別に区分して記載し、加算部分については、標準掛金率（額）の計算上別の集団として取り扱う区分に応じて適宜区分して記載する。</p> <p>給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分して記載する。</p> <p>3. 経理処理との関連</p> <p>数理債務、最低責任準備金（継続基準）、未償却過去勤務債務残高、資産評価調整額の経理処理は、様式⑩に記載の値に基づいて行う。</p>	<p>少数集団の取扱いを行った場合でも、基本部分は原則として区分して記載する。</p>
<p>様式⑩-1</p> <p>数理債務</p>	<p>1. 数理債務</p> <p>様式⑥-ア-3 掛金率算定表に準じて記載する。</p> <p>制度全体の数理債務がマイナスとなる場合には、（3）合計の合計（ウ）の合計列をゼロとし、欄外にその旨注記する。</p> <p>（注記例） 制度全体の数理債務がマイナス（▲〇〇〇千円）となるので、合計（ウ）の合計列はゼロを記載している。</p> <p>2. 備考</p> <p>他の様式に記載されている場合でも、基金が留意すべき事項は重複して記載できる。</p>	<p>あくまで様式の記載上の取扱いであり、数理債務を使用した計算式はマイナスのまま取り扱うことに注意する。</p> <p>過去期間対応分（ア）及び将来期間対応分（イ）の各項目、合計（ウ）の基本部分及び加算部分については、マイナスのまま記載する。</p>

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

1. 数理債務

(1) 基本部分

(金額単位：千円)

			合 計	男 子	女 子
給 付 現 価	合 計 (②～⑦)	①			
	将来加入員	②			
	現在加入員 (将来分)	③			
	現在加入員 (過去分)	④			
	年金受給者	⑤			
	受給待期脱退者	⑥			
	その他の受給者	⑦			
政 府 負 担 金 現 価	合 計 (⑨～⑬)	⑧			
	将来加入員	⑨			
	現在加入員 (将来分)	⑩			
	現在加入員 (過去分)	⑪			
	年金受給者	⑫			
	受給待期脱退者	⑬			
標準給与現価	計 (⑮、⑯)	⑭			
	現在加入員	⑮			
	将来加入員	⑯			
標準掛金率 (数理上)		⑰			
標準掛金率 (規約上)		⑱			
算定用標準掛金率 (Min(⑰, ⑱))		⑲			
標準掛金収入現価 (⑭×⑲)		⑳			
代行部分過去給付現価		㉑			
特例掛金等収入現価		㉒			
数理債務 (①+㉒-⑧-⑳-㉑)		㉓			
財政方式					
備考					

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

1. 数理債務

(2) 加算部分

(金額単位：千円)

		合 計		
給 付 現 価	合 計 (②～⑦)	①		
	将来加入員	②		
	現在加入員 (将来分)	③		
	現在加入員 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧		
	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
標準掛金率 (数理上)		⑪		
標準掛金率 (規約上)		⑫		
標準掛金収入現価 (⑧×⑫)		⑬		
特例掛金等収入現価		⑭		
数理債務 (①+⑭-⑬)		⑮		
財政方式				
備考				

(3) 合計

(金額単位：千円)

		合 計	基本部分	加算部分
過去期間対応分	(ア)			
将来期間対応分	(イ)			
合 計	(ウ)			

(注) 1 (ア) = 基本部分：④+⑤+⑥+⑦-⑪-⑫-⑬-⑭

加算部分：④+⑤+⑥+⑦

2 (イ) = 基本部分：⑮- (ア)

加算部分：⑮- (ア)

財政運営基準	実務基準内容	備考																														
<p>様式⑩-2</p> <p>未償却過去勤務債務 残高</p>	<p>1. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>2. 備考</p> <p>基本部分、加算部分欄には、償却方法、規約上掛金率（額）及び償却残余期間等の基礎数値を記載する。評価損償却掛金収入現価の備考欄の「特別掛金率」にも規約上を記載することに留意する。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾力償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>弾力償却</td> <td>最長期</td> <td>〇〇‰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却残余期間</td> <td>〇年〇月</td> </tr> </table> ・定額償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年間予定償却額</td> <td>定額</td> <td>〇〇〇千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却残余期間</td> <td>〇年〇月</td> </tr> </table> ・定率償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>償却割合</td> <td>定率</td> <td>〇〇%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却残余期間</td> <td>〇年〇月</td> </tr> </table> ・段階引上げ償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>〇年〇月から</td> <td>〇〇‰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇年〇月から</td> <td>〇〇‰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇年〇月から</td> <td>〇〇‰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却残余期間</td> <td>〇年〇月</td> </tr> </table> <p>給付区分ごとに算定している場合は、区分して記載すること。</p> <p>加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んだ場合は、欄外にその見込んだ内容を具体的に記載すること。</p> <p>(例示)</p> <p>〇年度から〇年間に渡り、総給与が1年あたり〇%ずつ減少し、その後は一定となるものとして算定している。</p>	弾力償却	最長期	〇〇‰		償却残余期間	〇年〇月	年間予定償却額	定額	〇〇〇千円		償却残余期間	〇年〇月	償却割合	定率	〇〇%		償却残余期間	〇年〇月		〇年〇月から	〇〇‰		〇年〇月から	〇〇‰		〇年〇月から	〇〇‰		償却残余期間	〇年〇月	<p>あくまで様式の記載上の取り扱いであり、特例掛金収入現価を使用した計算式は当該加算額を除外した数値を使用することに注意する。</p> <p>定率償却及び定額償却の場合、評価損償却掛金収入現価の備考欄は、この帳票の例によらない。 ((例示)を参照)</p>
弾力償却	最長期	〇〇‰																														
	償却残余期間	〇年〇月																														
年間予定償却額	定額	〇〇〇千円																														
	償却残余期間	〇年〇月																														
償却割合	定率	〇〇%																														
	償却残余期間	〇年〇月																														
	〇年〇月から	〇〇‰																														
	〇年〇月から	〇〇‰																														
	〇年〇月から	〇〇‰																														
	償却残余期間	〇年〇月																														

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑩-11 積立上限額</p>	<p>(1) 積立上限超過額の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合にあつては、②を計算する際の原始数理債務から当該積立不足の予想額を控除し、これに1.5を乗じて②を計算する。 ・ 「①数理上資産額」が「②原始数理債務に1.5を乗じて得た額」と「③最低積立基準額に1.5を乗じて得た額」のいずれか大きい額を下回る場合にあつては、④の額を計算することを要しない。 またその際は、次の「積立上限額の計算」は記入不要。 <p>(2) 積立上限額の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式⑥-ア-3掛金率算定表に準じて記載する。 ・ (a)基本部分⑰、(b)加算部分⑱の「標準掛金率(規約上)」は、ともに現行の基金の規約上標準掛金率である。 <p>(3) 積立上限超過額がある場合の掛金の控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。 ・ 「利子相当額②」の欄には、①に対する控除開始予定年月までの利息相当額を記載する。 ・ 「每期控除する掛金(第2号方法の場合)」の欄には、控除する掛金の種類(標準掛金、特別掛金、特例掛金)毎に、掛金率又は掛金額を記載する。 ・ 決算報告書提出時に控除する掛金の額が決まっていなない場合は、(3)の記載は要しない。 ・ 掛金の控除に係る規約変更の申請に併せて(3)を記載した様式⑩を添付する。 	<p>様式の脚注1,2の再掲</p> <p>給付区分特例を実施している場合でも、積立上限超過額は制度全体で算出するため、給付区分ごとの作成は不要。</p> <p>いわゆる「下限利率」を用いて計算し直した標準掛金率ではない。</p> <p>以下は様式の脚注の再掲</p>

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書 (共通)

11. 積立上限額

(1) 積立上限超過額の算出

(単位:千円)

数理上資産額	①	
原始数理債務 ^(注1) に1.5を乗じて得た額	②	
最低積立基準額に1.5を乗じて得た額	③	
第3の7の(1)の①により算定した原始数理債務に1.5を乗じて得た額	④	
積立上限超過額(①の額から③と④のいずれか大きい額を控除した額)	⑤	

(注1) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合にあつては、当該積立不足の予想額を控除したものとする。

(注2) ①の額が②と③のいずれか大きい額を下回る場合にあつては、④の額を計算することを要しない。(次の(2)は記入不要)

(2) 積立上限額の計算

(a) 基本部分

(金額単位：千円)

			合計	男子	女子
給 付 現 価	合計 (②～⑦)	①			
	将来加入員	②			
	現在加入員 (将来分)	③			
	現在加入員 (過去分)	④			
	年金受給者	⑤			
	受給待期脱退者	⑥			
	その他の受給者	⑦			
政 府 負 担 金 現 価	合計 (⑨～⑬)	⑧			
	将来加入員	⑨			
	現在加入員 (将来分)	⑩			
	現在加入員 (過去分)	⑪			
	年金受給者	⑫			
	受給待期脱退者	⑬			
標準給与現価	計 (⑮、⑯)	⑭			
	現在加入員	⑮			
	将来加入員	⑯			
標準掛金率 (規約上)		⑰			
標準掛金収入現価 (⑭×⑰)		⑱			
原始数理債務 (①－⑧－⑱)		⑲			
財政方式					
備考					

(b) 加算部分

(金額単位：千円)

			合計		
給 付 現 価	合計 (②～⑦)	①			
	将来加入員	②			
	現在加入員 (将来分)	③			
	現在加入員 (過去分)	④			
	年金受給者	⑤			
	受給待期脱退者	⑥			
	その他の受給者	⑦			
給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧			
	現在加入員	⑨			
	将来加入員	⑩			
標準掛金率 (規約上)		⑪			
標準掛金収入現価 (⑧×⑪)		⑫			
原始数理債務 (①－⑫)		⑬			
財政方式					
備考					

(c) 合計

(金額単位：千円)

		合計	基本部分	加算部分
過去期間対応分	(ア)			
将来期間対応分	(イ)			
合計	(ウ)			

- (注) 1 (ア) = 基本部分：④+⑤+⑥+⑦-⑪-⑫-⑬
 加算部分：④+⑤+⑥+⑦
 2 (イ) = 基本部分：⑱- (ア)
 加算部分：⑬- (ア)

(3) 積立上限超過額がある場合の掛金の控除

- 基金規則第47条の2第1項第1号の方法で控除する。(第1号方法)
 基金規則第47条の2第1項第2号の方法で控除する。(第2号方法)

積立上限超過額①	千円
利子相当額②	千円
合計額 (①+②)	千円
控除開始予定年月	年 月
控除終了予定年月	年 月
每期控除する掛金(第2号方法の場合)	

- (注) 決算報告書提出時に控除する掛金の額が決まっていない場合にあつては、上記(3)の記載は要しないものとし、掛金の控除に係る規約変更の申請に併せて上記(3)を記載した様式⑩を添付するものとする。